

横浜子育てサポートシステム「子サポ de あずかりおためし券」交付事業実施要綱

制 定 令和5年6月21日こ地字第1014号(局長決裁)
最近改正 令和6年10月31日こ地字第2451号(局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日以降に生まれた児童のいる家庭に横浜子育てサポートシステム（ファミリー・サポート・センター）事業を無償で体験できる券「子サポ de あずかりおためし券」（以下「おためし券」という。）を配付し、子どもを預けることを体験することで、人と人のつながりを広げ、地域ぐるみでの子育て環境をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、横浜子育てサポートシステム事業実施要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 対象児童 本市に住民票を有する令和5年4月1日以降に生まれた児童で、0歳から2歳までの児童をいう。
- (2) 利用者 利用会員又は両方会員のうち、対象児童と同居し、現に監護を行っている者で、本市に住民票を有する者をいう。
- (3) 利用料 利用会員又は両方会員が、提供会員又は両方会員が行う援助活動に対して支払う報酬をいう。
- (4) 実費 援助活動及び事前の協議に要した子どもの送迎及び援助活動場所への移動等に係る交通費及び提供会員が用意した飲食物、おむつ等の費用、援助活動のために必要な事前の協議に係る交通費等をいう。
- (5) 時間外 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始並びに月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで以外の時間

(交付条件)

第3条 おためし券の交付を受けるためには、次の各号に定める条件をすべて満たさなければならないものとする。なお、対象児童1名につき1回限り、生後57日以降の交付とする。

- (1) 本市に住民票を有し、対象児童と同居し、現に監護を行っている者であること。
- (2) 利用会員又は両方会員として登録すること。または、既に利用会員又は両方会員として登録済みの場合は、対象児童の追加登録をすること。
- (3) 横浜市地域子育て支援拠点サイト（以下、「ウェブサイト」という。）、入会申込書又は会員登録変更届にておためし券交付の申請をすること。
- (4) 前号と併せて、本要綱に定める対象者であることを証する書類をウェブサイトにアップロード又は区支部事務局へ提示すること。

2 市長は、前条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、横浜市に住民票を有しない者であっても、横浜市内に居住実態があり、配偶者からの暴力等の特別な事情が認められる者を、おためし券の交付対象者にすることができる。この場合において、おためし券の交付対象者は、横浜市内に居住実態があることを証明する資料を示さなければならない。

3 第1項第3号の交付申請を行うことができる期間は、第6条に掲げる期間とする。

(再交付)

第4条 前条の規定により交付したおためし券は、次の各号に定める場合を除き再交付しない。

- (1) 火災及び風水害などにより消失したときは、当該事実を確認できる書類などにより確認した上で再交付を行う。
- (2) 汚損及び毀損によって使用が困難になったおためし券については、当該おためし券との引換により再交付を行う。
- (3) 盗難によりおためし券を失ったときは、当該事実を書類又は照会により確認した上で再交付を行う。

(事業内容)

第5条 本市は、利用者の申請に基づき、対象児童1名につき1時間分利用可能なおためし券をウェブサイト上又は紙のいずれかで8枚交付する。

(有効期間)

第6条 おためし券の有効期限は、対象児童が満2歳になった月の末日までとする。なお、おためし券の利用期限も同様とする。

(対象外の費用)

第7条 おためし券利用にあたって発生する実費、依頼を取り消す場合における報酬等は、現金等で利用者が直接負担するものとする。

(おためし券の取り扱い)

第8条 おためし券の取り扱いを次の各号に定める。

- (1) 利用者に限り使用できるものとする。
- (2) 利用者は、おためし券1枚につき1時間分の預かりの体験ができるものとする。なお、時間外の利用にあたっては、利用者が100円を追加で支払うことでおためし券1枚につき1時間分の預かりの体験ができるものとする。
- (3) 1枚で1時間利用できるものとし、8時間を上限とする。
- (4) 1回の援助活動につき複数枚使用することができるものとする。
- (5) 対象児童の兄弟姉妹に対する援助活動にも使用することができるものとする。
- (6) 提供会員又は両方会員は、利用者から紙のおためし券を受領した場合は、おためし券に利用年月日及び受取者名を記入しなければならない。また、利用者は、使用記録を提供会員に提示しなくてはならない。

- (7) 対象児童が市外に転出した場合、既に交付済のおためし券については返却するものとする。
- (8) 利用日におためし券を忘れた場合は使用不可とする。
- (9) 紙のおためし券交付にあたっては、区支部事務局がおためし券発行管理簿（第1号様式）にて管理することとする。

（不正行為の禁止）

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに掲げる行為をしてはならない。

- (1) おためし券を譲渡し、交換し、複製し、又は売買すること。
- (2) その他不正な行為によりおためし券を取得し、又は使用すること。

（返還・資格喪失等）

第10条 死亡、転居その他の理由により第3条第1項第1号及び第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったときは、おためし券を使用できないものとする。

2 利用者が前条に定める不正行為により取得したおためし券を利用した事実が発覚した場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該利用者は、おためし券の残数を使用できないものとし、本市へ返還する。
- (2) 本市は、本市がおためし券の利用を受けた提供会員又は両方会員に対して支払う利用料相当分を当該利用者に対して請求し、支払いを求めることができる。

（活動費支援）

第11条 本市は、利用者がおためし券を利用した場合、受領した提供会員又は両方会員に対して、おためし券利用相当分の活動費支援について、別に定める「横浜子育てサポートシステム事業における援助活動給付金等支給事業要綱」に基づき実施する。

（個人情報）

第12条 本市は、横浜子育てサポートシステム「子サポ de あずかりおためし券」交付事業（以下「本事業」という。）の実施上必要となる個人情報を利用者から収集するが、個人情報の収集、利用、管理、廃棄を個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等に従って適正に行い、個人情報の保護に努める。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項はこども青少年局長が別途定める。

附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。